

中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の県管理道沿いの私有地内の樹木が、暴風雨、大雪等により倒れ、県管理道を塞ぐことで、市民の生命及び財産に危険が及ぶおそれがあることに鑑み、当該樹木の伐採を促すことにより事前に当該危険の除去を図るため、当該樹木を伐採する者に対し、予算の範囲内で、中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 樹木が存する土地又は樹木の所有者等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 中津川市暴力団排除条例（平成24年中津川市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費（以下それぞれ「補助事業」及び「補助対象経費」という。）並びに補助率は、次の表のとおりとする。

補助事業	補助対象経費	補助率
暴風雨、大雪等による県が管理する緊急輸送道路（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第3条第1項第5号に規定する緊急輸送を確保するため必要な道路をいう。以下同じ。）及び孤立予想集落に通じる道路（以下これらの道路を「緊急輸送道路等」という。）の通行止めの発生を防止するため、市内にある県が管理する緊急輸送道路等の周辺（道路の路肩からの距離が20mまでの範囲をいう。）の立木を伐採する事業	・立木伐採費 ・立木調査費 ・その他補助事業の実施のため必要な経費として市長が認めたもの ただし、補助事業の実施により収益が発生したときは、当該収益に相当する経費は補助の対象としない。	補助対象経費の2分の1以内

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額に相当する額以内の額とし、算出した額に1,000円以下の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、申請書の内容を変更しようとするときは、その変更が補助対象経費の額の20%以内の増減に係る場合を除き、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に変更内容を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出てその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業の申請の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金実績報告書(様式第6

号) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動報告書 (様式第7号)
- (2) 収支予算 (決算) 書 (様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の書類の提出があったときは、当該書類の内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金交付額確定通知書 (様式第8号) により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金交付請求書 (様式第9号。以下「請求書」という。) により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、請求書を受け取った場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないときと認めるとき。

(関係書類の整備)

第13条 補助決定者は、当該補助事業に係る収入支出を明らかにした書類及び帳簿

等を当該収入支出についての証拠書類とともに整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助金の交付を完了した年度の翌年度から5年が経過するまでの間、当該補助金の補助決定者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

中津川市長 様

住 所
氏 名
(電話番号)

中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 事 業 箇 所

3 交 付 申 請 額 金 _____ 円

4 添 付 書 類

- ・事業計画書 (様式第2号)
- ・収支予算 (決算) 書 (様式第3号)
- ・その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業箇所

(2) 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 事業量

面積 ha
伐採本数 本

(4) 事業費

立木伐採費 円
立木調査費 円
その他の経費 円

3 図面（位置図及び区域図） 別添のとおり

4 積算書 別添のとおり

備考 区域図は、事業範囲が分かる図面とすること。積算書は、見積書に替えることができる。

収 支 予 算 (決 算) 書

1 収入の部

区 分	予算額 (決算額)	摘 要
補助金 自己負担金	円	
計		

2 支出の部

区 分	予算額 (決算額)	摘 要
	円	
計		

第 号
年 月 日

様

中津川市長

中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金の交付については、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金の額 金 _____ 円

交付条件

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業等の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

年 月 日

中津川市長 様

住 所
氏 名
(電話番号)

中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金について、下記のとおり補助事業の経費の配分を変更したいので、中津川市県管理道沿いの私有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱第7条の規定による承認を申請します。

記

1 事 業 名

2 変更（中止・廃止）の内容及び理由

3 添 付 書 類

注 「変更の内容」は、変更前と変更後の補助事業の経費の配分又は補助事業の内容が分かるよう、具体的かつ分かりやすく記載すること。

備考1 「補助事業の経費の配分を変更」は、「補助事業の内容を変更」又は「補助事業を中止（廃止）」と必要に応じて置き換えること。

年 月 日

中津川市長 様

住 所
氏 名
(電話番号)

中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金に係る事業が完了しましたので、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事 業 名

2 事 業 箇 所

3 事業実績額 金 _____円

4 添付書類

- ・事業活動報告書（様式第7号）
- ・収支予算（決算）書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

事業活動報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業箇所

(2) 事業期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 事業量

面積 ha
伐採本数 本

(4) 事業費

立木伐採費 円
立木調査費 円
その他の経費 円

3 図面 (位置図及び区域図) 別添のとおり

4 写真 別添のとおり

備考 区域図は、事業範囲が分かる図面とすること。

第 号
年 月 日

様

中津川市長

中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金については、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱第9条の規定により、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 確定補助金額 金 _____円

年 月 日

中津川市長 様

住 所
氏 名
(電話番号)

中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金の交付を受けたいので、中津川市県管理道沿いの民有地の樹木伐採事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振込先口座

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		